

# 応 募 様 式

令和2年 月 日

姫路河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

印

令和2年11月2日より公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。  
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

## 記

1. 樹木採取を希望する場所にチェック☑を記載。(複数選ぶことも可能です。)

①樹木の伐採・搬出(薪、ほだ木等への活用)

加古川 右岸河川敷

おのししもきしちょう  
(小野市下米住町地先 約0.4ha、加古川左岸18.6k～18.8k付近) …A

加古川 右岸河川敷

おのしきびたちょう  
(小野市黍田町地先 約0.3ha、加古川右岸17.2k～17.6k付近) …B

加古川左岸河川敷

かこがわしかみそうちょう  
(加古川市上荘町地先 約2.0ha、加古川左岸13.5k～14.1k付近) …C

揖保川 左岸河川敷

しそうしいちのみやちようすぎょうめ  
(宍粟市一宮町須行名地先 約2.0ha、揖保川左岸43.1k～43.6k付近) …D

揖保川 左岸河川敷

しそうしやまさきちよううわら  
(宍粟市山崎町宇原地先 約2.0ha、揖保川左岸23.4k～24.0k付近) …E

揖保川 左岸河川敷

ししんぐうちょうかみさき  
(たつの市新宮町上笹地先 約3.1ha、揖保川左岸22.2k～23.1k付近) …F

□揖保川 左岸河川敷

(たつの<sup>しかみおかちょうひがしはしき</sup>市神岡町東鶯崎地先 約 3.4 ha、揖保川左岸 14.0k～15.6k 付近) …G

②樹木の搬出 (バイオマス発電)

□揖保川支川林田川 左岸堤防背後地

(揖保郡<sup>いぼぐんたいしちょうよしふく</sup>太子町吉福地先、林田川左岸0.2k付近) …H

※ただし、1. 樹木採取を希望する場所Hの応募者は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成24年6月林野庁)に示した業界団体の認定を得られた認定事業者に限るものとする。

2. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹木

3. 採取を希望する河川産出物の使用目的

以下の項目で該当する箇所にチェック☑を記載。

薪ストーブ

木質バイオマス

その他の目的 ( )

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当する箇所にチェック☑を記載。

確認済み

未確認

5. 採取に係る事業の計画 (提出段階の予定)

(1) 作業予定期間: 令和3年1月11日 ~ 令和3年9月30日 (のうち 日間)

(2) 作業実施者 : 1日あたり \_\_\_\_\_ 人で実施予定

(3) 必要な樹木量: 概ね \_\_\_\_\_ (m<sup>3</sup>、t、本、軽トラック台) 単位を○で囲む

(4) 採取を実施する工程

実施する項目に該当する箇所すべてにチェック☑を記載。

(どの工程段階から着手する予定であるか。)

● 樹木採取の場所: A～G

下草の除草等準備工事を含む段階

↓

①伐採～搬出

● 樹木採取の場所: H

②搬出

※ただし、樹木採取を希望する場所Hの応募者は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(平成24年6月林野庁)に示した業界団体の認定を得られた認定事業者に限るものとする。

(5) 採取の方法

以下の項目で該当する箇所にチェック☑を記載。

- (伐採方法)  チェーンソーにより伐採を行う。  
 ノコギリにより伐採を行う。  
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法: )
- (小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。  
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。  
 その他の方法 ( )
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法: )  
 伐採材は、( t) トラックにより日々搬出する。(積込方法: )  
 その他の方法 ( )
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。  
 その他の伐採順序 ( )
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。  
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。  
 その他の処理 ( )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載してください。

(6) 応募者の連絡先

連絡先(携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載してください。

(7) 安全対策等の実施

以下の項目で該当する箇所にチェック☑を記載。

- 清掃  
 交通整理  
 その他 ( )

なお、安全管理については「自己責任」とする。

(8) 応募参加資格

以下の項目で該当する箇所にすべてチェック☑を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）に示した業界団体の認定を有する者。（ただし、1. 樹木採取を希望する場所Hでの採取を応募する場合のみ。）

以上